

第 1 回
美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日 (水)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第1回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成15年12月24日(水)

ところ：村岡町射添会館多目的ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 議長及び副議長の選任

4 議長挨拶

5 会議録署名委員の指名

6 議 題

(1) 報告事項

報告第1号 美方町・村岡町・香住町合併協議会規約について

報告第2号 美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書等
について

報告第3号 美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程について

報告第4号 美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程につ
いて

報告第5号 美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程につ
いて

報告第6号 美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程について

報告第7号 美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロ
ジェクトチーム設置規程について

報告第8号 美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程につ
いて

報告第9号 美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程について

報告第10号 美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用
弁償に関する規程について

報告第11号 美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について

(2) 協議事項

- 協議第 1 号 美方町・村岡町・香住町合併協議会会議運営規程について
協議第 2 号 美方町・村岡町・香住町合併協議会の申し合わせ事項について
協議第 3 号 美方町・村岡町・香住町合併協議会傍聴規程について
協議第 4 号 美方町・村岡町・香住町合併協議会会議録等閲覧規程について
協議第 5 号 美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程について
協議第 6 号 美方町・村岡町・香住町合併協議会合併協定項目について
協議第 7 号 合併の方式について
協議第 8 号 合併の期日について
協議第 9 号 事務事業調整方針について
協議第 10 号 電算システム関係事務事業の取扱いについて

7 その他

第 2 回協議会の開催について

- (1) 日 時 平成 1 6 年 1 月 1 4 日 (水) 1 3 : 3 0 ~
(2) 場 所 美方町総合センター
(3) 協議事項

- 新町の事務所の位置について
新町の名称について
財産の取扱いについて
新町まちづくり計画 (その 1) について
新町まちづくり計画検討小委員会の設置について

第 3 回協議会の開催について

- (1) 日 時 平成 1 6 年 1 月 2 7 日 (火) 1 3 : 3 0 ~
(2) 場 所 香住町文化会館

8 閉 会

会 議 資 料

資 料 索 引

報 告 第 1 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会規約について	P 1 ~ P 7
報 告 第 2 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書等について	P 8 ~ P 1 5
報 告 第 3 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程について	P 1 6 ~ P 1 9
報 告 第 4 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程について	P 2 0 ~ P 2 2
報 告 第 5 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程について	P 2 3 ~ P 2 6
報 告 第 6 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程について	P 2 7 ~ P 3 0
報 告 第 7 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロジェクトチーム設置規程について	P 3 1 ~ P 3 2
報 告 第 8 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程について	P 3 3 ~ P 3 6
報 告 第 9 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程について	P 3 7 ~ P 4 0
報 告 第 1 0 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	P 4 1 ~ P 4 2
報 告 第 1 1 号	平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について	P 4 3 ~ P 4 8
協 議 第 1 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会会議運営規程について	P 4 9 ~ P 5 1
協 議 第 2 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会の申し合わせ事項について	P 5 2 ~ P 5 3
協 議 第 3 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会会議傍聴規程について	P 5 4 ~ P 5 8
協 議 第 4 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会会議録等閲覧規程について	P 5 9 ~ P 6 2
協 議 第 5 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程について	P 6 3 ~ P 6 5
協 議 第 6 号	美方町・村岡町・香住町合併協議会合併協定項目について	P 6 6 ~ P 6 8
協 議 第 7 号	合併の方式について	P 6 9 ~ P 7 2
協 議 第 8 号	合併の期日について	P 7 3 ~ P 7 4
協 議 第 9 号	事務事業調整方針の原則について	P 7 5 ~ P 7 6
協 議 第 1 0 号	電算システム関係事務事業の取扱いについて	P 7 7 ~ P 7 8
参 考 資 料	3町の状況について	P 7 9

報告第1号

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約について

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約について報告する。

平成15年12月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約について

美方町・村岡町・香住町合併協議会の発足にあたり、美方町・村岡町・香住町合併協議会設置に関する協議書を取り交わし、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約を定めたので、別紙のとおり報告する。

平成 年 月 日承認

美方町・村岡町・香住町合併協議会設置に関する協議書

美方町、村岡町及び香住町（以下「3町」という。）は、美方町・村岡町・香住町合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について、3町すべての議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、平成15年12月15日付で同規約を施行し協議会を置く。

この協議会設置に関する協議の成立を証するため、本書3通を作成し、3町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年12月12日

美方郡美方町大谷564番地の1
美方町長 中 安 富士男

美方郡村岡町村岡390番地の1
村岡町長 岩 槻 健

城崎郡香住町香住1595番地の3
香住町長 藤 原 久 嗣

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約

（合併協議会の設置）

第1条 美方町、村岡町及び香住町（以下「3町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第2条 この協議会の名称は、美方町・村岡町・香住町合併協議会とする。

（協議会の任務）

第3条 協議会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 3町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新町まちづくり計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3町の合併に関し必要な事項

（協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、3町の長が協議して定めた場所に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長、委員及び顧問をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、3町の長の協議により、第8条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（会長、副会長の職務）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第 8 条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 3 町の長
- (2) 3 町の議会の議長及び議会が選出する議員 1 人
- (3) 3 町の長が定めた学識経験を有する者 15 人以内

2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第 9 条 顧問は、次の者をもって充てる。

- (1) 3 町の関係する兵庫県議会議員
- (2) 兵庫県但馬県民局長

2 顧問は、非常勤とする。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事項は、会長があらかじめ委員に通知するものとする。
- 3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。
- 5 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 6 会議の議長及び副議長は、会長が第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる者の中からこれを選任する。
- 7 議長は、会議の結果を会長に報告するものとする。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事は、3町の長が定めた者をもって充てる。
- 3 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、3町の長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会に必要な経費は、3町が均等に負担する。

(監査)

第15条 監査委員は、協議会の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する。

- 2 監査委員は、3町の監査委員の中から会長が選任する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、協議会事務所所在町の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 会長、副会長、委員、第9条第1項第1号に規定する顧問及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けすることができる。

- 2 第9条第1項第2号に規定する顧問及び第10条第5項の規定により委員以外の者に出席を求めた場合は、その者に対して費用弁償を支払うことができる。
- 3 前2項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、協議会の事務所所在町の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査委員であった者がこれを監査する。

(その他)

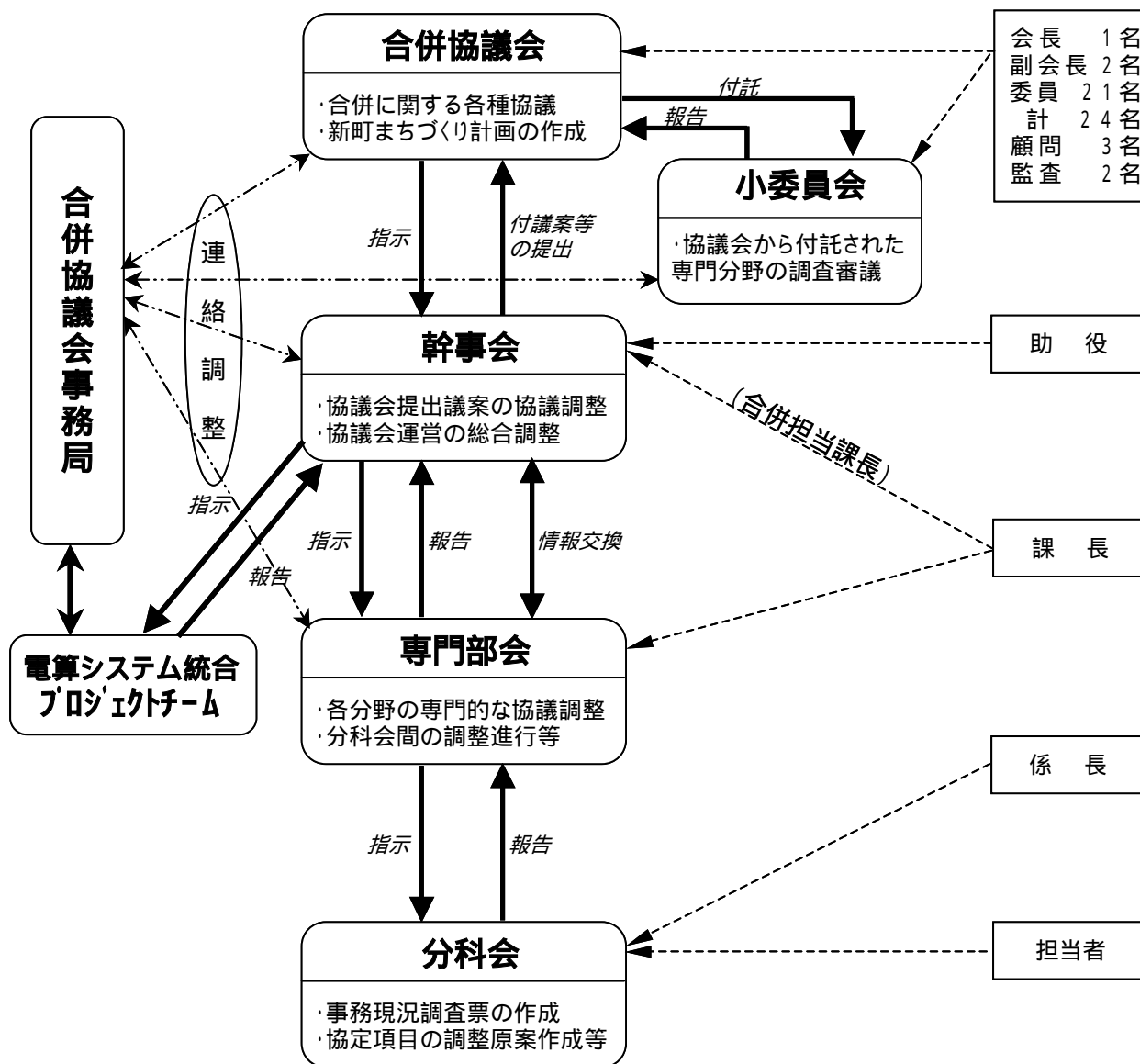
第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約の施行日は、3町の長が協議して定める。

(参考資料)

美方町・村岡町・香住町合併協議会組織体系図



報告第 2 号

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書等について

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書、美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局職員の事務従事に関する確認書及び美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の公務災害補償に関する確認書について報告する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書等について

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書、美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局職員の事務従事に関する確認書及び美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の公務災害補償に関する確認書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

平成 年 月 日承認

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書

美方町、村岡町及び香住町（以下「3町」という。）は、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項及び第13条第1項に規定する内容については、次のとおりとする。

（協議会の事務所）

第1条 規約第4条に規定する協議会の事務所は、美方郡村岡町入江7 1 1番地の2に置くものとする。

（会長及び副会長）

第2条 規約第6条第1項に規定する協議会の会長及び副会長は、別表1のとおりとする。

2 会長及び副会長は、委員としての責務を持つものとする。

（事務局）

第3条 規約第13条第1項に規定する協議会の事務局の組織は、別表2のとおりとする。

2 事務局の設置期日は、平成15年12月15日とし、職員（県職員を除く）への事務従事命令も同日付とする。

3 3町は、協議会事務の円滑な運営に資するため、県知事に対し、事務に従事する職員の派遣を要請する。

4 協議会の会長は、必要に応じて事務補助職員を置くことができる。

（内容変更）

第4条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

（定めのない事項）

第5条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、3町の長が協議して定める。

（協議の失効）

第6条 この協議は、協議会が解散したときにその効力を失う。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、3町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年12月12日

美方郡美方町大谷564番地の1
美方町長 中安 富士男

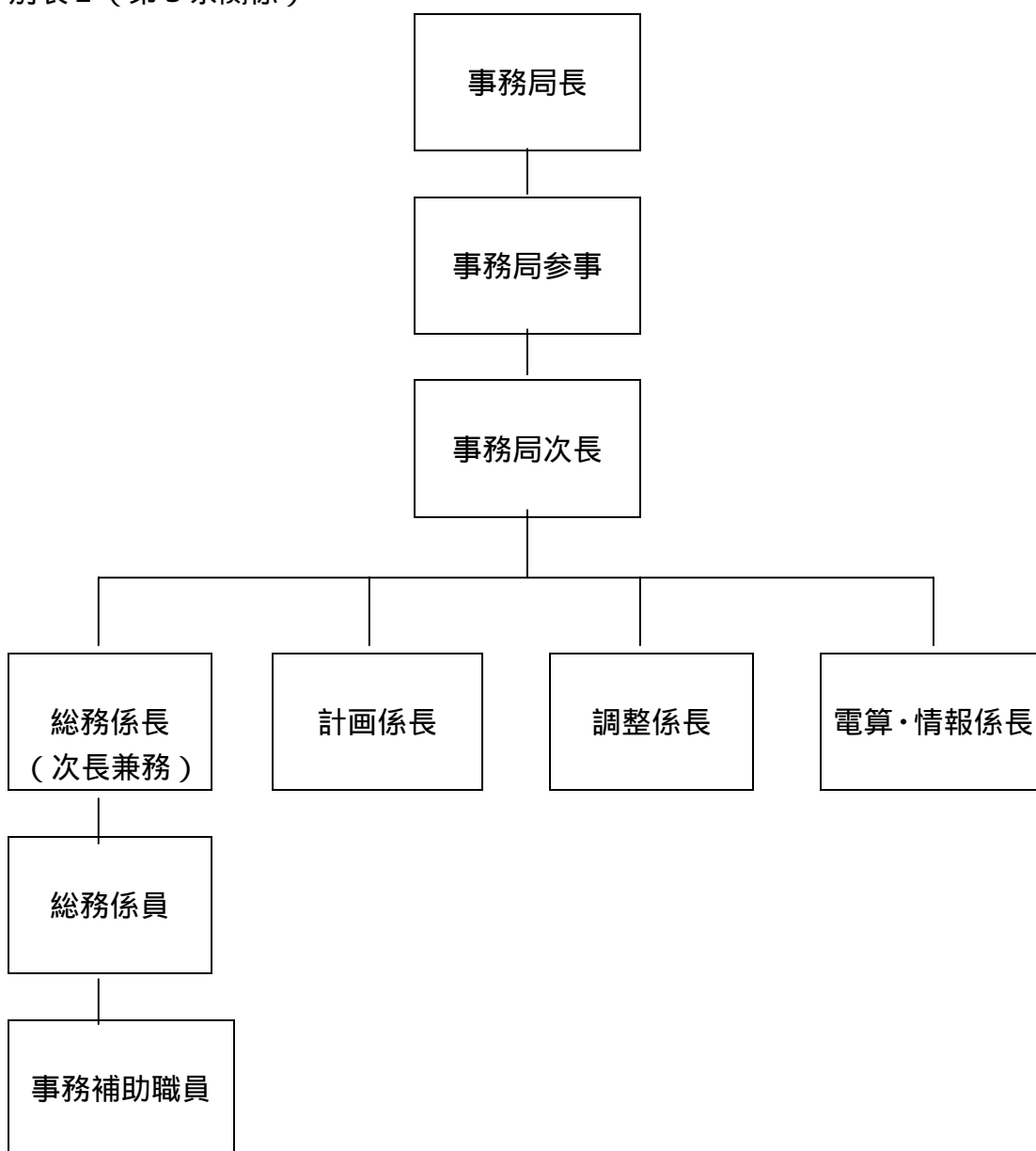
美方郡村岡町村岡390番地の1
村岡町長 岩槻 健

城崎郡香住町香住1595番地の3
香住町長 藤原 久嗣

別表 1 (第 2 条関係)

区 分	氏 名
会 長	岩 槻 健 (村 岡 町 長)
副 会 長	藤 原 久 嗣 (香 住 町 長)
副 会 長	中 安 富 士 男 (美 方 町 長)

別表 2 (第 3 条関係)



美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局職員事務従事 に関する確認書

平成15年12月12日に締結した美方町・村岡町・香住町合併協議会（以下「協議会」という。）規約第13条第2項に規定する協議会の事務局職員（以下「職員」という。）の事務従事及びその取扱いについては、次のとおりとする。

（事務従事）

第1条 職員は、美方町、村岡町及び香住町（以下「3町」という。）それぞれの身分を有し、その身分を有する町（以下「当該町」という。）の事務従事命令により、協議会事務局の事務に従事する。

（給与）

第2条 職員の給料及び諸手当は、3町それぞれの規定に基づき、当該町がすべての事務及び負担を行い職員に支給する。

（旅費）

第3条 職員の旅費は、協議会事務所所在町の例により協議会が支給する。

（服務）

第4条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、協議会事務所所在町の例による。

（分限及び懲戒）

第5条 職員について、分限及び懲戒の処分を必要とする事由が生じたときは、当該町が処分を行う。

（公務災害補償）

第6条 職員に係る地方公務員災害補償法に基づく事務及びその負担は、当該町において行う。

（共済組合等）

第7条 職員は、それぞれの町が加入する共済組合等の組合員とし、当該町がすべての事務及び負担を行う。

(報告)

第8条 当該町は、次の事項をその必要の都度、協議会の会長に報告する。

(1) 職員の昇格、昇給等給与の異動

(2) その他必要と認める事項

2 協議会の会長は、次の事項を必要の都度、当該町に報告する。

(1) 勤務状況等

(2) その他必要と認める事項

(確認の失効)

第9条 この確認は、協議会が解散したときにその効力を失う。ただし、給与等の支給に関しては、その支給が完了するまでその効力を有する。

この確認を証するため、本書3通を作成し、3町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年12月12日

美方郡美方町大谷564番地の1
美方町長 中安 富士男

美方郡村岡町村岡390番地の1
村岡町長 岩槻 健

城崎郡香住町香住1595番地の3
香住町長 藤原 久嗣

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の公務災害 補償に関する確認書

美方町、村岡町及び香住町（以下「3町」という。）が設置する美方町・村岡町・香住町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の公務災害補償の取扱いについては、次のとおりとする。

（制度の適用）

第1条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受ける場合においては、当該委員等を選出した町の制度（非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等）を適用する。

2 3町は、町の制度を適用する当該委員等に係る公務災害補償保険に加入する。

3 当該協議会の委員等を選出した町の制度が適用されない委員等については、別途保険に加入する。

（経費の負担）

第2条 前条により委員等に対し公務災害補償を適用した場合における経費は、当該委員等を選出した町が負担する。

（適用除外）

第3条 3町その他の地方公共団体の常勤の行政職の職員にあっては、それぞれの身分に基づき、それぞれの団体の制度により公務災害補償の適用を受けるものとし、本件による取り決めは適用しない。

（確認の失効）

第4条 この確認は、協議会が解散したときにその効力を失う。

この確認を証するため、本書3通を作成し、3町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年12月12日

美方郡美方町大谷564番地の1
美方町長 中安 富士男

美方郡村岡町村岡390番地の1
村岡町長 岩槻 健

城崎郡香住町香住1595番地の3
香住町長 藤原 久嗣

報告第3号

美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程について報告する。

平成15年12月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程を別紙のとおり制定した
ので報告する。

平成 年 月 日承認

美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 美方町・村岡町・香住町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第3項の規定に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(幹事会の任務)

第2条 幹事会は、美方町・村岡町・香住町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、美方町・村岡町・香住町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

(幹事長、副幹事長の職務)

第4条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第5条 幹事は、助役、総務課長及び企画担当課長(担当)をもって充てる。

(会議)

第6条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月15日から施行する。

美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会の申し合わせ事項

美方町・村岡町・香住町合併協議会（以下「協議会」という。）規約第12条第3項の規定に基づき、協議会幹事会の運営等に関し、次のとおり申し合わせる。

1．会議の定例開催について

会議の開催日及び開催時間は、原則として、次のとおりとする。

開催日 毎月第4水曜日（必要に応じて変更あり）

その他、必要な場合は随時開催する。

会議時間 午後1時30分から（必要に応じて変更あり）

開催場所 協議会事務所所在町

2．会議内容について

協議会に提案する協議内容等について、協議又は調整する。

その他必要な事項については、随時協議する。

3．会議結果について

幹事長は、会議の結果について、関係3町の長に速やかに報告し、又は調整しなければならない。

報告第4号

美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程について報告する。

平成15年12月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程

(趣旨)

第1条 美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会の任務)

第2条 専門部会は、美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる所管課の長をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

(部会長、副部会長の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 部会長は、部会の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長が属する町の所管課が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月15日から施行する。

別表(第3条関係) 町別専門部会所管課

専門部会名	美方町	村岡町	香住町
議会部会	議会事務局	議会事務局	議会事務局
総務部会	総務課 出納室	総務課 出納室	総務課 出納室
企画部会	総務課	企画振興課 総務課	企画課
税務部会	総務課	町民課	税務課
教育部会	教育委員会 事務局	教育委員会 事務局	教育委員会 事務局
住民部会	住民課 地域整備課	町民課 保健福祉課	住民課 健康福祉課
福祉部会	住民課	保健福祉課	健康福祉課 香住病院
産業経済部会	農業委員会 産業振興課	農業委員会 農林課 企画振興課	農業委員会 産業課
建設部会	地域整備課 総務課	建設課 町民課	建設課
上下水道部会	地域整備課	環境整備課	下水道課 水道事業所

報告第5号

美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程について報告する。

平成15年12月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程

(趣旨)

第1条 美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会(以下「分科会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分科会の任務)

第2条 分科会は、美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる所管課の職員をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 1名

(分科会長、副分科会長の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、専門部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 分科会長は、分科会の議長となる。
- 3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、専門部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長が属する町の所管課が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月15日から施行する。

別表（第3条関係） 町別分科会所管課

専門部会	分科会	美方町	村岡町	香住町
議会部会	議会分科会	議会事務局	議会事務局	議会事務局
総務部会	財政分科会	総務課	総務課	総務課
	管財分科会	総務課	総務課	総務課
	行政分科会	総務課	総務課	総務課
	人事分科会	総務課	総務課	総務課
	出納分科会	出納室	出納室	出納室
企画部会	企画分科会	総務課	企画振興課	企画課
	広報公聴分科会	総務課	企画振興課	企画課
	情報通信分科会	総務課	総務課	企画課
税務部会	税務分科会	総務課	町民課	税務課
教育部会	学校教育分科会	教育委員会	学校教育課	学校教育課
	社会教育分科会	教育委員会	社会教育課	社会教育課
住民部会	住民分科会	住民課	町民課	住民課
	国保分科会	住民課	保健福祉課	健康福祉課
	年金分科会	住民課	町民課	健康福祉課
	環境分科会	地域整備課	町民課	住民課
	消防防災分科会	住民課	町民課	住民課
福祉部会	介護保険分科会	住民課	保健福祉課	健康福祉課
	保健・医療分科会	住民課	保健福祉課	健康福祉課
	福祉分科会	住民課	保健福祉課	健康福祉課
	社協分科会	住民課	保健福祉課	健康福祉課
	保育所分科会	住民課	保健福祉課	健康福祉課
	病院分科会	住民課	保健福祉課	香住病院
産業経済部会	農業委員会分科会	農業委員会	農業委員会	農業委員会
	農林振興分科会	産業振興課	農林課	産業課
	農林整備分科会	産業振興課	農林課	産業課
	畜産分科会	産業振興課	農林課	産業課
	水産分科会	産業振興課	農林課	産業課
	商工労政分科会	産業振興課	企画振興課	産業課
	観光分科会	産業振興課	企画振興課	産業課
建設部会	建設分科会	地域整備課	建設課	建設課
	住宅分科会	総務課	建設課 町民課	建設課
	都市計画分科会			建設課
上下水道部会	水道分科会	地域整備課	環境整備課	水道事業所
	下水道分科会	地域整備課	環境整備課	下水道課

報告第6号

美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程について報告する。

平成15年12月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程を別紙のとおり制定した
ので報告する。

平成 年 月 日承認

美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第3項の規定に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局の任務)

第2条 規約の規定による事務局の任務は次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局参事、事務局次長、係長その他必要な職員を置く。

- 2 分掌事務は、別表のとおりとする。
- 3 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて兵庫県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。

(所掌事務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局参事は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 事務局内の連絡及び調整
 - (2) 国県との連絡及び調整
 - (3) 事務局長の職務補佐
 - (4) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- 3 事務局次長は、事務局長及び事務局参事の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 係の統括及び連絡、調整
 - (2) 事務局長の職務補佐

4 係長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 係に属する業務の調整
- (2) 係に属する職員の指揮監督

(事務局長の専決事項)

第5条 事務は、すべて事務局長を経て会長の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項は、事務局長において専決することができる。

- (1) 職員の出張に関する事。
- (2) 職員の休暇、欠勤、遅参、早退及び忌引の承認に関する事。
- (3) 職員の時間外勤務命令に関する事。
- (4) 消耗品の購入に関する事。
- (5) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (6) 物品及び現金の出納に関する事。
- (7) 軽易な事項の報告、照会及び回答並びに処理に関する事。

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、協議会事務所所在町の文書取扱規程等の規定を準用する。

(職員の服務)

第7条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、協議会事務所所在町の例による。

(給与)

第8条 職員の給与については、それぞれの所属する町の負担とする。

2 職員の旅費については、協議会事務所所在町の例により協議会が支給する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月15日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

係名	分掌事務
総務係	1 庶務及び会計に関すること 2 予算編成に関すること 3 合併の諸手続きに関すること 4 協議会の会議に関すること 5 合併に係る広報に関すること 6 人事に関すること 7 報酬等支給に関すること 8 合併の方式に関すること 9 合併の期日に関すること 10 新町の名称に関すること 11 新町の事務所の位置に関すること 12 財産の取扱いに関すること 13 地域審議会の取扱いに関すること 14 その他他の係に属さないこと
計画係	1 新町のまちづくり計画に関すること 2 財政計画に関すること 3 合併に係る資料の編纂に関すること
調整係	1 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること 2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 3 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 4 一部事務組合等の取扱いに関すること 5 地方税の取扱いに関すること 6 特別職（各種行政委員会の委員を含む）の身分の取扱いに関すること 7 条例、規則等の取扱いに関すること 8 事務機構及び組織の取扱いに関すること 9 使用料、手数料等取扱いに関すること 10 公共的団体等の取扱いに関すること 11 補助金、交付金等の取扱いに関すること 12 字名の取扱いに関すること 13 慣行の取扱いに関すること 14 国民健康保険事業の取扱いに関すること 15 介護保険事業の取扱いに関すること 16 消防団の取扱いに関すること 17 各種事務事業の取扱い 18 例規の編纂に関すること
電算・情報係	1 電算システム統合に関すること 2 地域情報化に関すること

報告第7号

美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロジェクト
チーム設置規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロジェクトチーム設置
規程について報告する。

平成15年12月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロジェクトチーム
設置規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロジェクトチーム
設置規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

美方町・村岡町・香住町合併協議会
電算システム統合プロジェクトチーム設置規程

(設置)

第1条 美方町、村岡町及び香住町(以下「3町」という。)の合併に伴う電算システム統合についての調査、研究、検討及び調整(以下「調整等」という。)を行うため、美方町・村岡町・香住町合併協議会(以下「合併協議会」という。)事務局と一体的な組織として電算システム統合プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(組織)

第2条 プロジェクトチームは、事務局及び3町の電算担当者をもって組織する。

(任務)

第3条 プロジェクトチームは、合併協議会幹事会の指示を受け、3町の合併に伴う電算システム統合について、関係する情報システム業者及び各町業務担当者等と連携を図りながら調整等を行う。

(期間)

第4条 プロジェクトチームの任期は、合併協議会設置の日から廃止の日までとする。

(会議)

第5条 会議は、合併協議会事務局長が招集する。

(経費負担)

第6条 会議等に係る旅費等は、各町の負担とする。

(報告)

第7条 プロジェクトチームにおいて調整等をした結果は、幹事長に報告するものとする。

(その他)

第8条 その他プロジェクトチームの運営等に関し必要な事項は、事務局長が幹事会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成15年12月15日から施行する。

報告第8号

美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程について報告する。

平成15年12月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美方町・村岡町・香住町合併協議会における公印の管理及び使用等について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び保管者)

第2条 公印の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その管理者は、右欄に掲げる者とする。

	公印の種類	公印管理者
職 印	会長印	事務局長
	会長職務代理者印	事務局長

- 2 公印管理者が不在のときは、事務局参事が代理する。
- 3 公印管理者、事務局参事がともに不在のときは、事務局次長が代理する。

(公印のひな形及び寸法)

第3条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第4条 公印管理者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合は、堅固な容器に納め、原則として錠を施さねばならない。

- 2 公印は、特に管理者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。
- 3 公印管理者は、公印台帳(様式第1号)を備え、公印の種類、用途及び印影、その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄等)

第5条 公印管理者は、公印を調製し、改刻し、又は廃棄する必要があると認めた場合は、会長に公印の調製等の承認を受けなければならない。

- 2 公印管理者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちにその旨を会長に報告しなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、公印管理者に決裁文書を提示し、その承認を受けた後押印するものとする。

2 公印押印者は、公印使用簿(様式第2号)に使用目的等の必要事項を記載しなければならない。

(公印の刷込み)

第7条 公印は、特に必要があると認められるときは、印影を印刷することができるものとする。ただし、公印の刷り込みをする場合は、公印管理者を経て会長の承認を受けなければならない。

附 則

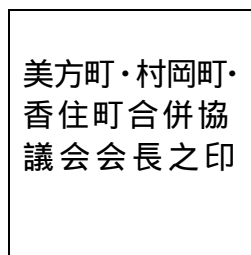
この規程は、平成15年12月15日から施行する。

別表

公印のひな形及び寸法

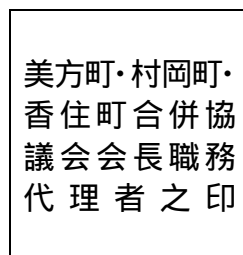
1 職印

会長印



正方形 21×21ミリ

会長職務代理人印



正方形 21×21ミリ

様式第 1 号

公 印 台 帳

公 印 名			書体	
			寸法	
使用開始	平成 年 月 日	廃 止	平成 年 月 日	
用 途		理 由	摩滅・職制変更・その他	
管 理 者	事務局長	印 影	平成 年 月 日押捺	
摘 要				

様式第 2 号

公 印 使 用 簿

月日	使用目的又は件名	押印枚数	使 用 者	
			職氏名	印

報告第9号

美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程について報告する。

平成15年12月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 美方町・村岡町・香住町合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条の規定に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、美方町、村岡町及び香住町(以下「3町」という。)からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の管理、事務事業の執行に関する経費をもって歳出とする。

(予算の調製等)

第3条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

- 2 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに3町の長に送付しなければならない。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を3町の長に申出るものとする。

- 2 前項の申出に基づき、3町の長が協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。
- 3 前項の規定により補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第2項の規定を準用する。

(予算の款項の区分及び目の区分)

第5条 歳入予算の款項の区分及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款項の区分及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の項の区分及び目の区分を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等、確実な方法によって保管しなければならない。

(出納員)

第7条 会長は、協議会事務局職員のうちから出納員を命じることができる。

- 2 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。
- 3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

(決算の調製等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議を経なければならない。

- 2 会長は、前項の規定により決算が協議会の会議を経たときは、当該決算の写しを3町の長に送付しなければならない。

(準用規定)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関することについては、協議会事務所所在町の財務規則の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成15年12月15日から施行する。
- 2 協議会の最初の会計年度については、第3条第1項中「年度開始前に」とあるのは「協議会設置後最初に開催する」と読み替えるものとする。
- 3 協議会の最初の会計年度については、第3条第3項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に始まるものとする。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の款項の区分及び目の区分

款	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 預金利子
		2 雑入

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款項の区分及び目の区分

款	項	目
1 協議会費	1 協議会費	1 協議会費
2 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第10号

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について報告する。

平成15年12月24日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の
報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条第3項の規定に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)が会議等に出席した場合の報酬は、日額6,000円とする。ただし、美方町、村岡町及び香住町(以下「3町」という。)それぞれの長については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等及び規約第10条第5項に規定する委員以外の者が会議等に出席した場合の費用弁償は実費とする。ただし、3町それぞれの長については、これを支給しない。

2 協議会委員等が職務のため出張したときの費用弁償については、協議会事務所所在町の例による。

(支給方法)

第4条 協議会委員等の報酬及び費用弁償については、協議会事務所所在町の例により支給する。

附 則

この規程は、平成15年12月15日から施行する。

報告第 1 1 号

平成 1 5 年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について

平成 1 5 年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について報告する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

平成 1 5 年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について

平成 1 5 年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算を別紙のとおり調製したので報告する。

平成 年 月 日承認

平成 1 5 年度

美方町・村岡町・香住町合併協議会会計予算書

美方町・村岡町・香住町合併協議会

平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会会計予算

平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,402千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 協議会費の歳出予算に計上した予算額に過不足が生じる場合は相互に流用することができる。

平成15年12月15日

美方町・村岡町・香住町合併協議会会長 岩 槻 健

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		8,400
	1 負担金	8,400
2 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		8,402

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 協議会費		8,302
	1 協議会費	8,302
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		8,402

歳入歳出事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 分担金及び負担金	8,400	0	8,400
2 諸収入	2	0	2
歳 入 合 計	8,402	0	8,402

歳出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳		
				国庫支出金	その他	一般財源
1 協議会費	8,302	0	8,302	0	0	8,302
2 予備費	100	0	100	0	0	100
歳 出 合 計	8,402	0	8,402	0	0	8,402

2 歳入

第1款 分担金及び負担金

第1項 負担金

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 負担金	8,400	0	8,400	1 町負担金	8,400	町負担金 8,400 美方町 2,800 村岡町 2,800 香住町 2,800
計	8,400	0	8,400			

第2款 諸収入

第1項 預金利子

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子
計	1	0	1			

第2款 諸収入

第2項 雑入

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金額	
1 雑入	1	0	1	1 雑入	1	雑入
計	1	0	1			

歳 入 合 計	8,402	0	8,402			
---------	-------	---	-------	--	--	--

3 歳出

第1款 協議会費

第1項 協議会費

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金額	
				国県 支出金	地方債	その他				
1 協議会費	8,302	0	8,302	0	0	0	8,302	1 報酬	1,770	協議会委員報酬 1,746 監査委員報酬 24
								9 旅費	455	普通旅費 68 費用弁償 387
								11 需用費	1,233	消耗品費 657 燃料費 60 食糧費 150 印刷製本費 336 修繕料 30
								12 役務費	365	郵便電話料 294 インターネット接続等手数料 61 公務災害補償保険料 10
								13 委託料	2,409	会議録作成委託料 1,254 新町例規整備委託料 840 ホームページ開設業務委託料 315
								14 使用料及 び賃借料	748	事務所使用料 75 会場使用料 30 自動車借上料 120 電話・ファックス借上料 168 電気複写機等使用料 355
								18 備品購入費	621	備品購入費 621
								19 負担金補助 及び交付金	701	臨時職員賃金等負担金 622 光熱水費負担金 40 自動車損害賠償共済納付金負担金 39
計	8,302	0	8,302	0	0	0	8,302			

第2款 予備費

第1項 予備費

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金額	
				国県 支出金	地方債	その他				
1 予備費	100	0	100	0	0	0	100	1 予備費	100	予備費 100
計	100	0	100	0	0	0	100			

歳出合計	8,402	0	8,402	0	0	0	8,402			
------	-------	---	-------	---	---	---	-------	--	--	--

協議第1号

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議運営規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議運営規程について提出する。

平成15年12月24日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議運営規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり
制定する。

平成 年 月 日確認・継続協議

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 美方町・村岡町・香住町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第10条第4項の規定に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、会議を非公開とする場合は、規約第10条第6項に規定する議長(以下「議長」という。)は、会議にこれを諮るものとし、出席委員の4分の3以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、規約第10条第6項に規定する副議長と連携しながら、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 議長は、開会にあたり、会議録に署名する委員(以下「会議録署名委員」という。)2名を指名する。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

2 意見が分かれ表決が必要と議長が認めた場合、議長は、会議に諮った上、出席委員の過半数の同意により表決を行い、4分の3以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

(傍聴)

第 6 条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開しない場合は、この限りでない。

- 2 会議に提出された文書は、傍聴者の求めに応じて配布する。
- 3 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第 7 条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題及び議事の要旨
 - (4) その他会長が必要と認めた事項
- 2 会議録は、議長及び会議録署名委員 2 名が署名しなければならない。

(会議録の公開)

第 8 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

(規律)

第 9 条 何人も、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第 10 条 議長は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 12 月 24 日から施行する。

協議第2号

美方町・村岡町・香住町合併協議会の申し合わせ事項について

美方町・村岡町・香住町合併協議会の申し合わせ事項について提出する。

平成15年12月24日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会申し合わせ事項について

美方町・村岡町・香住町合併協議会の申し合わせ事項を別紙の
とおり定める。

平成 年 月 日確認・継続協議

美方町・村岡町・香住町合併協議会の申し合わせ事項

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議運営規程第11条の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり申し合わせするものとする。

1. 会議の開催について

開催日

美方町	村岡町	香住町
(第2回) 平成16年1月14日	(第1回) 平成15年12月24日	(第3回) 平成16年1月27日
(第4回) 平成16年2月12日	(第5回) 平成16年2月24日	(第6回) 平成16年3月10日

備考：第1回平成15年12月24日は、協議会発足式と同一会場とする。

会議時間 午後1時30分から（必要に応じて変更あり）

開催場所 開催場所は関係3町の持ち回りとし、それぞれの町で会場確保するものとする。ただし、会場が確保できない場合は、繰り上げ開催とし、次回開催予定町にて開催するものとする。

2. 事前提案の原則について

協議事項については、原則として、協議を行う会議の前の会議、並びに会議資料の事前配布により事前提案するものとし、内容の説明、協議、その他については、提案日において処理するものとする。

3. 会議の発言及び表決について

会長、副会長、議長及び副議長は、会議において発言をすることができる。また、表決が行われる場合、表決権を有するものとする。

4. 町の長（1号委員）の代理について

町の長（1号委員）が都合により欠席する場合は助役を代理者と認め、発言及び表決できるものとする。

5. 資料提供の取扱いについて

協議会資料は、傍聴者に配布するものとする。

協議第3号

美方町・村岡町・香住町合併協議会傍聴規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会傍聴規程について提出する。

平成15年12月24日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会傍聴規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会傍聴規程を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日確認・継続協議

美方町・村岡町・香住町合併協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 美方町・村岡町・香住町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会(以下「協議会」という。)会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿(様式第1号)に記入し、傍聴証(様式第2号)の交付を受けるものとする。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴人受付簿の順に交付する。ただし、傍聴希望者が前条で定める定員を超える場合は、くじにより定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を定めるものとする。

(傍聴証の返還)

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終えて退場しようとするときは、これを返還するものとする。

(会場に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼり類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機の類を携

帯している者。ただし、第8条（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）の規定により、撮影又は録音することについて、協議会規約第10条第6項に規定する議長（以下「議長」という。）の許可を得た者を除く。

（5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（6）下駄、木製サンダルの類を履いている者

（7）酒気を帯びていると認められる者

（8）異様な服装をしている者

（9）その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

（1）会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

（3）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

（4）携帯電話の電源をきること。

（5）飲食及び喫煙をしないこと。

（6）みだりに席を離れないこと。

（7）不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

（8）その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（職員の指示）

第9条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 議長は、傍聴人がこの規程に違反するとき、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月24日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議傍聴人受付簿

平成 年 月 日開催（会議名： ）

《一般傍聴人・報道関係者》

受付番号	氏名	住所	傍聴者番号

様式第2号（第4条関係）

<p>傍 聴 証</p> <p>第 号</p> <p>美方町・村岡町・香住町合併協議会</p>

協議第4号

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議録等閲覧規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議録等閲覧規程について提出する。

平成15年12月24日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議録等閲覧規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議録等閲覧規程を別紙のと
おり制定する。

平成 年 月 日確認・継続協議

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 美方町・村岡町・香住町合併協議会会議運営規程第8条の規定に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会(以下「協議会」という。)会議(以下「会議」という。)の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

2 閲覧は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要な事項を記載して閲覧場所の管理者に提出することにより行うことができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 会長は、個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他の閲覧に供することが適当でない認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第4条 閲覧に供する場所は、協議会事務局及び協議会を構成する町の指定する場所とし、その時間は、当該事務局又は町の執務時間内とする。

(会議録等の複写等)

第5条 閲覧者は、会議録等を閲覧し、その内容を他に写すことができる。

2 前項の規定により乾式複写機を使用する場合の使用料は、複写一回につき20円とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日から施行する。

別記様式（第2条関係）

会議録等閲覧申出書

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 様

申出者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____ () _____

美方町・村岡町・香住町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 閲覧希望日時 平成 年 月 日 ()
午前・午後 時 分 ~ 時 分
- 2 閲覧希望文書 (1) 会議の名称：

(2) 文書の種類
会議録
会議に提出された文書
- 3 閲覧の目的 協議会の審議状況を把握するため
協議会の審議状況を広報するため
合併についての論議資料とするため
その他 ()
(該当するところにチェックをつけてください)

協議第 5 号

美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程について提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日確認・継続協議

美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 美方町・村岡町・香住町合併協議会規約第11条の規定に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 小委員会は、美方町・村岡町・香住町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する委員をもって組織する。

(委員長等)

第3条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第4条 小委員会は、会長の命により、又は委員長が必要に応じて招集し、会議を開催する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 小委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における調査又は審議の結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(班)

第8条 小委員会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、班を置くことができる。

(準用規定)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関することについては、美方町・村岡町・香住町合併協議会会議運営規程の例による。

附 則

この規程は、平成15年12月24日から施行する。

協議第6号

美方町・村岡町・香住町合併協議会合併協定項目について

美方町・村岡町・香住町合併協議会合併協定項目について提出する。

平成15年12月24日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会合併協定項目について

美方町・村岡町・香住町合併協議会合併協定項目を別紙のとおり定める。

平成 年 月 日確認・継続協議

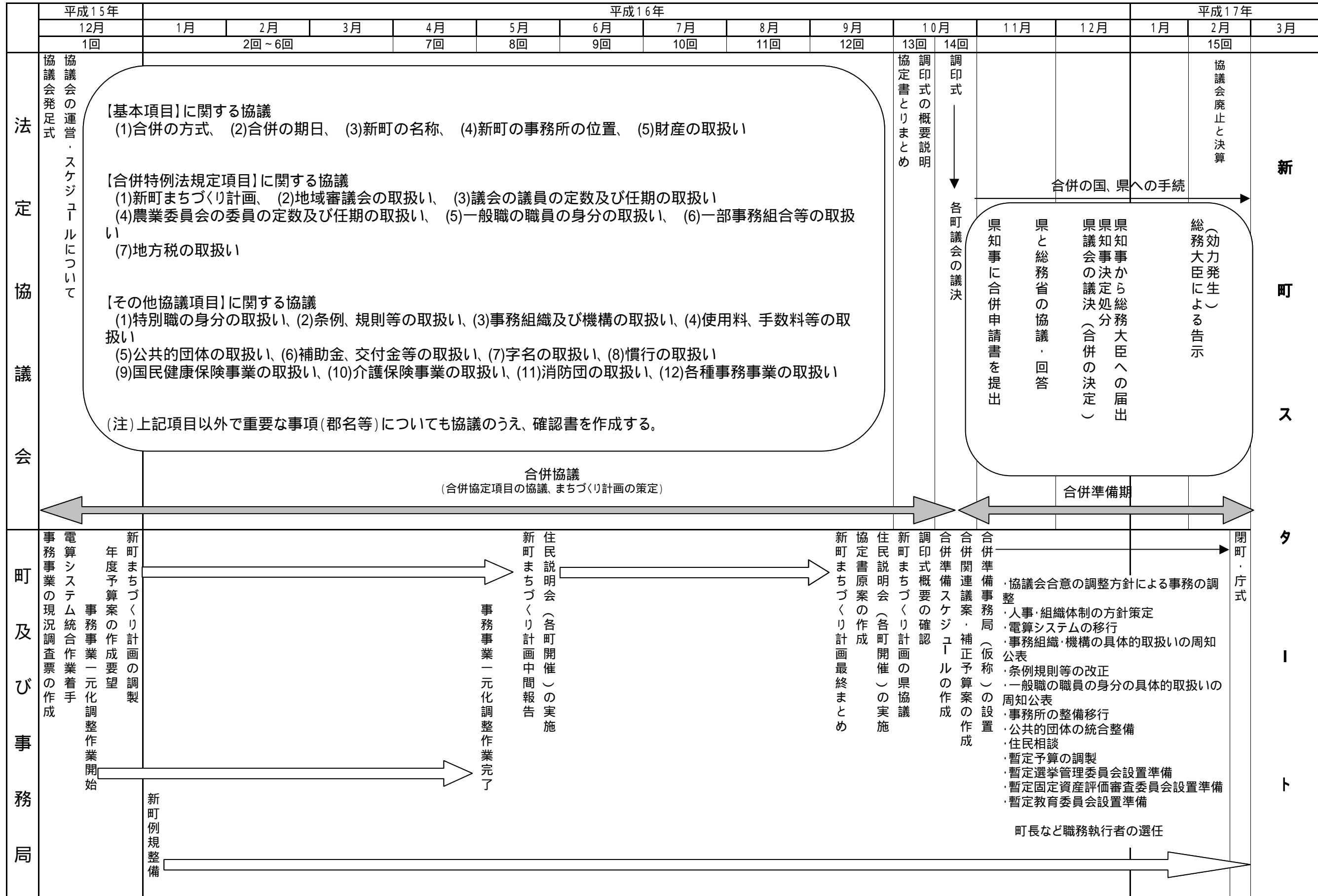
合 併 協 定 項 目

合 併 協 定 項 目		根 拠 法 令		
1	基本項目	(1) 合併の方式		
		(2) 合併の期日		
		(3) 新町の名称	地方自治法第3条	
		(4) 新町の事務所の位置	” 第4条	
		(5) 財産の取扱い	” 第7条第4項	
2	合併特例法 規定項目	(1) 新町まちづくり計画	合併特例法第5条	
		(2) 地域審議会の取扱い	” 第5条の4	
		(3) 議会の議員の定数及び任期の取扱い	” 第6条、第7条	
		(4) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	” 第8条	
		(5) 一般職の職員の身分の取扱い	” 第9条	
		(6) 一部事務組合等の取扱い	” 第9条の2	
		(7) 地方税の取扱い	” 第10条	
3	その他の協 議項目	(1) 特別職の身分の取扱い	地方自治法第2条(地方公共 団体の法人格とその事務)	
		(2) 条例、規則等の取扱い		
		(3) 事務組織及び機構の取扱い		
		(4) 使用料、手数料等の取扱い		
		(5) 公共的団体等の取扱い		
		(6) 補助金、交付金等の取扱い		
		(7) 字名の取扱い		
		(8) 慣行の取扱い		
		(9) 国民健康保険事業の取扱い		
		(10) 介護保険事業の取扱い		
		(11) 消防団の取扱い		
		(12) 各種事務事業の取扱い		
				議会関係事務事業の取扱い
				総務関係事務事業の取扱い
				企画関係事務事業の取扱い
				税務関係事務事業の取扱い
				住民関係事務事業の取扱い
				環境関係事務事業の取扱い
				保健医療関係事務事業の取扱い
				福祉関係事務事業の取扱い
				農林水産関係事務事業の取扱い
				商工関係事務事業の取扱い
				建設関係事務事業の取扱い
				水道・下水道関係事務事業の取扱い
				学校教育関係事務事業の取扱い
	社会教育関係事務事業の取扱い			
	電算システム関係事務事業の取扱い			
	その他協議が必要な事務事業の取扱い			

(注) 合併協定項目以外で重要な事項(郡名等)についても協議の上、確認書を作成する。

合併協議会スケジュール案(平成17年3月1日を合併の目標期日とする場合)

(参考資料)



協議第7号

合併の方式について

合併の方式について提出する。

平成15年12月24日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	1 - (1)	合併の方式
美方町、村岡町及び香住町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する 新設（対等）合併とする。		

平成 年 月 日確認・継続協議

(協議第7号関係)

美方町・村岡町・香住町合併協議会の調整方針

協議項目	合併の方式について		
調整方針	美方町、村岡町及び香住町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とする。		
項目	参 考 資 料		
根 拠	市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第2条第1項の規定により「市町村の合併」の方式については、新設又は編入合併と定められている。		
選 定 理 由	美方町、村岡町、香住町それぞれが対等な立場で合併するため新設合併とする。		
	<新設合併と編入合併の比較>		
	項 目	新設合併	編入合併
	定 義	二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
	法 人 格	合併前の市町村の法人格は、すべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
	合併市町村の名称	新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することもできる。
	事務所の位置	新たに制定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
	首長の身分	合併市町村全ての法人格が消滅することに伴い、全ての首長がその身分を失う。新首長は新しい市町村の選挙で選任されるが、それまでの間は、合併市町村の首長の中から職務執行者を選定する。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
	議会議員の身分	原則 首長と同じく合併と同時に全ての議員がその身分を失い、新しい市町村の法定数による選挙で選任される。	首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、その身分を失う。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）

	特例	次のいずれかによることができる。 合併後最初の選挙による議員の任期に限り、法定数の2倍を超えない範囲で定数を増加できる。 合併市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、合併後2年以内で協議会が定める期間在任できる。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) 編入される市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会議員の残任期間だけ在任する。この場合さらに最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会委員の身分	原則	消滅する市町村の委員(選挙及び選任による委員)は全ての委員がその身分を失い、新しい市町村の法定数による選挙で選任される。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、合併後1年以内で協議会が定める期間在任できる。	編入される選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の取扱い		助役、収入役、教育長等は、市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 行政委員会の委員のうち下記の委員については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。 ・選挙管理委員会(地方自治法施行令第4条) ・教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条) ・固定資産評価審査委員会(地方税法第423条第8号)	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更なく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。
一般職職員の身分		市町村の法人格の消滅によりその身分を失うことになるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則等		市町村の法人格の消滅により条例・規則等は全て失効するため、新たに制定を必要とするが、合併時に即時必要とする事務事業については合併時まで策定し、暫定時施行分については合併後速やかに制定する。	編入される市町村の条例・規則等は全て失効し、編入する市町村の条例・規則等を適用する。(合併に伴う必要な改正は行う)

<p>【参考法令】 合併特例法(抄) 第2条抜粋</p>	<p>(定義) 第2条 この法律において「市町村の合併」とは、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。</p>
--------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

協議第 8 号

合併の期日について

合併の期日について提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	1 - (2)	合併の期日
平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに合併する。 平成 1 7 年 3 月 1 日を目標期日とする。		

平成 年 月 日確認・継続協議

(協議第8号関係)

美方町・村岡町・香住町合併協議会の調整方針

協議項目	合併の期日について
調整方針	平成17年3月31日までに合併する。 平成17年3月1日を目標期日とする。 ただし、「市町村の合併の特例に関する法律」(以下「合併特例法」という。)の改正の動向を考慮するものとする。
項目	参 考 資 料
根拠	1. 合併特例法の適用 附則第2条に規定する有効期限(平成17年3月31日限り)内とする。
選定理由	1. 合併目標を平成17年3月1日とする理由 合併協議及び合併準備(電算等)に期間を要することから合併特例法に規定する有効期限月を最大限生かすため。 その他の日に設定した場合の影響 ・期限日である3月31日を期日とした場合、その年度の会計は1日のみとなり、その1日のために予算・決算その他手続き等事務処理に膨大な労力が必要となる。また、収入・支出が集中し伝票、会計処理はもちろん電算システム業務に相当な労を要する。
【参考法令】 合併特例法(抄) 附則第2条抜粋	(失効) 第2条 この法律は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。
地方自治法(抄) 第7条抜粋	(市町村の廃置分合及び境界変更) 第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

協議第9号

事務事業の調整方針について

事務事業の調整方針について提出する。

平成15年12月24日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

事務事業の調整方針について

事務事業の調整方針を別紙のとおり定める。

平成 年 月 日確認・継続協議

事務事業の調整方針について

美方町・村岡町・香住町合併協議会の合併協定項目の調整を行うにあたり、次のとおり調整方針の原則を定め、作業の指針とします。

基本的な考え方

合併を新たなまちづくりのスタートと位置付け、今後の社会情勢の変化による行政需要に応え効率的な行政サービスを提供することができる体制整備を図りつつ、今までの各種施策の再構築を検討し、住民福祉の向上を目指すことを基本理念とする。また、3町のこれまでのまちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域に均衡ある発展が望めるよう配慮する。

調整方針

1．一体性確保の原則

新町に移行する際、住民生活に支障のないよう一体性の確保に努める。

2．住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

3．負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

4．健全な財政運営の原則

新町において健全な財政運営に努める。

5．行政改革推進の原則

行政改革の視点から事務事業の見直しに努める。

6．適正規模準拠の原則

自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

協議第10号

電算システム関係事務事業の取扱いについて

電算システム関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成15年12月24日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	3 (12)	電算システム関係事務事業の取扱い
<p>電算システム関係事務事業については、合併に伴い統合する必要があるシステムを統合し、新町単独で導入する。また、住民サービスの低下を招かないような関係町間のネットワークを構築するよう調整する。ただし、統合の必要がないシステムについては、新町において調整する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

美方町・村岡町・香住町合併協議会の調整方針

(協議第10号関係)

幹事会

電算システム統合プロジェクトチーム

協議項目	電算システム関係事務事業の取扱い	協議細目	電算システムの統合及び管理、運用
調整の方針	電算システム関係事務事業の取扱いについては、合併に伴い統合する必要があるシステムを統合し、新町単独で導入する。また、住民サービスの低下を招かないような関係町間のネットワークを構築するよう調整する。ただし、統合の必要がないシステムについては、新町において調整する。		
具体的調整方針	<p>電算システムによる業務処理は必要不可欠であり、合併後の住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明発行などの窓口業務や自治体の基幹収入である税の賦課・徴収業務などをスムーズに移行し、住民サービスの低下や事務処理の停滞を招かないようにするとともに、関係町の同様のシステムを統合することにより運用経費の削減を図る。</p> <p>そのため、現在北但広域行政協議会で共同処理を行っている住民記録、印鑑登録、税などのシステムは、新たにパソコン版による合併対応システムを構築し、新町単独で導入する。</p> <p>その他のシステムについては、関係町で安定稼働しているシステムの中から代表システムを選択して統合、改造、又は代表システムの最新パッケージと入れ替える、新規にパッケージシステムを導入するなどの方法により調整する。</p> <p>ただし、合併に伴う調整の必要がないシステムについては、現行システムを継続して運用又は新町において調整するものとする。</p> <p>また、合併時には関係町の庁舎間を高速回線で接続し、いずれの庁舎においても住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明発行をはじめとする住民サービスが迅速に提供できるようにする。</p>		
理由	<p>新町単独導入の理由 (共同処理については、以下のような問題点があるため単独導入を選択するものとする。)</p> <p>北但東部1市5町側との共同処理の問題点 北但合併協議会側は、すでに単独導入に向けての作業が相当進んでおり、これまでと同様に1市8町による共同処理を行うためには、北但合併協議側のシステム開発を中止してもらい共同処理を前提とした開発をやり直さなければならない。その際、現在までに北但合併協が投資した費用の補償問題が発生し、これを3町で負担することとなると新町単独で導入する費用を上回る負担が必要になる。また、合併スケジュールを6ヶ月以上遅らせてもらう必要もあり北但合併協議側の理解は得られないと思われる。</p> <p>北但西部5町での共同処理の問題点 浜坂町・温泉町側においてもすでに合併協議会で単独導入の方針決定をしており、この方針を変更してもらわなければならない。また、電算室の設置場所、運営方法(一部事務組合、協議会、受委託等)、5町間のネットワーク、費用の負担割合などの調整が必要である。さらに、開発するシステムの仕様を作業が先行している2町側に合わせていく必要もあり、現在3町が同じ取扱いを行い合併にあたって調整の必要のない事項を、2町側の処理方法に合わせていかなければならないという問題も発生する。</p> <p>パソコン版による構築の理由 (以下のような理由からシステムについてはパソコン版による構築を選択するものとする。)</p> <p>北但広域行政協議会の汎用機によるシステムは開発から30年近く経っており、法改正に伴う改修が困難になっているとともに、このシステムの改修により合併時を乗りきったとしても5～10年後には新システムへの入替が必要であるといわれている。</p> <p>汎用機は、機器費用が非常に高いこと及び維持管理は業者委託が必要なため、導入費用、運用費用が高く、新町単独では負担が大きくなる。</p> <p>汎用機は、システムやハードに精通した技術者が激減するといわれている2007年以降の運用管理に不安がある。(2007年問題)</p> <p>パソコン版の場合、大きな電算室を必要とせず、また端末機の共用により事務スペースも広がる。</p> <p>パソコン版の場合、電子申請、電子入札、電子決済など電子自治体への展開がしやすい。</p> <p>単独導入の場合、構築費用及び運用費用ともに汎用機よりパソコン版の方が安価である。</p>		

(参考資料)

3町の現況

項目	町名	美方町	村岡町	香住町	3町計
総人口(H12国調)		2,640	6,633	13,998	23,271 人
	年少人口(0~14歳)	315	959	2,427	3,701 人
	構成比率	11.9	14.5	17.3	15.9 %
	生産年齢人口(15~64歳)	1,342	3,564	8,393	13,299 人
	構成比率	50.8	53.7	60.0	57.1 %
	老年人口(65歳以上)	983	2,109	3,178	6,270 人
	構成比率	37.2	31.8	22.7	26.9 %
人口減少(H2国調人口)		2,872	7,322	14,942	25,136 人
	減少数(H2/H12)	-232	-689	-944	-1,865 人
	減少率(H2/H12)	-8.8	-10.4	-6.7	-8.0 %
世帯数(H12国調)		832	2,062	3,984	6,878 世帯
面積		66.16	165.66	137.20	369.02 km ²
人口密度		40	40	102	63 人/km ²
産業構造(H12国調)					
就業人口	第1次産業	258	770	816	1,844 人
	構成比率	20.8	22.6	11.4	15.6 %
	第2次産業	364	1,017	2,466	3,847 人
	構成比率	29.3	29.8	34.4	32.5 %
第3次産業	620	1,627	3,892	6,139 人	
	構成比率	49.9	47.7	54.3	51.9 %
生産額	第1次産業	3	6	52	61 億円
	第2次産業	7	25	120	152 億円
	第3次産業	59	144	281	484 億円
	計	69	175	453	697 億円
	(H12) 就業者一人当たり	472	446	575	526 万円
観光入込者数(H13)		226	603	484	1,313 千人
町職員数・議員数					
町職員数	職員数(総数H15.4.1)	66	107	243	416 人
	うち一般行政職	46	68	82	196 人
	議員数(H15.10.1)	12	16	16	44 人
財政状況(H14決算)					
歳入					
歳入	一般財源等	3,245,410	5,375,341	6,819,724	15,440,475 千円
	うち地方税	1,974,508	3,739,660	4,848,621	10,562,789 千円
	歳入に占める割合	159,535	541,496	1,230,010	1,931,041 千円
	うち地方交付税	4.9	10.1	18.0	12.5 %
	歳入に占める割合	1,481,358	2,646,936	2,605,325	6,733,619 千円
歳入に占める割合	45.6	49.2	38.2	43.6 %	
歳出					
歳出	義務的経費	3,225,909	5,315,033	6,575,276	15,116,218 千円
	うち人件費	1,057,139	2,035,443	2,466,070	5,558,652 千円
	歳出に占める割合	486,637	850,938	1,137,248	2,474,823 千円
	うち公債費	15.1	16.0	17.3	16.4 %
	歳出に占める割合	517,452	995,313	1,028,585	2,541,350 千円
歳出に占める割合	16.0	18.7	15.6	16.8 %	
投資的経費	1,204,874	1,231,075	1,235,284	3,671,233 千円	
歳出に占める割合	37.3	23.2	18.8	24.3 %	
実質収支		5,066	39,537	169,098	213,701 千円
地方債現在高(H14年度末)					
地方債現在高		6,432,291	8,134,966	9,199,047	23,766,304 千円
	交付税算入率(H13)	61.33	57.90	49.40	55.49 %
基金現在高(H14年度末)					
基金現在高		636,898	386,731	1,070,603	2,094,232 千円
	財政調整基金	474,742	372,127	739,048	1,585,917 千円
	減債基金	162,156	14,604	331,555	508,315 千円
財政指標等					
財政指標等	標準財政規模	1,490,578	3,016,711	3,916,079	8,423,368 千円
	経常収支比率	92.8	89.8	88.7	89.8 %
	公債費比率	20.2	17.9	21.3	19.9 %
	起債制限比率(H12~H14) (上段:H13、下段H14)	10.4	13.2	10.4	11.4 %
	12.0	13.9	12.0	12.7 %	
地方税徴収率	95.2	96.9	96.6		
財政力指数(H12~H14)					
財政力指数	(上段:H13、下段:H14)	0.125	0.202	0.337	0.247
		0.138	0.203	0.347	0.252
ラスバイレス指数(H14)		94.9	97.5	99.4	
広域行政					
広域行政	美方広域消防事務組合				消防・救急
	矢田川流域衛生一部事務組合				ごみ・し尿処理
	公立八鹿病院組合				病院
	美方郡広域事務組合				農業共済・火葬
	北但行政事務組合				農業共済
	北但広域行政協議会				電算業務